長」、「総合水資源管理戦略室長　道路政策企画室長　高速道路経営管理室長」及び「道路経済調査室長　道路環境調査室長　住宅企画官　民間事業支援調整室長　住環境整備室長」を削り、「安全衛生室長　首席運航労務監理官」を「首席運航労務監理官　安全衛生室長　国際業務調整官（船員政策課に所属する者に限る。）」に改め、「、国土政策局総務課、土地・建設産業局総務課、都市局総務課」を削り、「道路局総務課」の下に「、自動車局安全政策課」を加え、「港湾局管理課」を「海技課、港湾局総務課」に改め、「、特別地域振興官」を削り、同部国土技術政策総合研究所の項中「、環境研究部」を削る。

別表備考第一項中「平成二十五年五月三十一日」を「平成二十五年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第十一号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）第三条の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第七号中「第二十九条」を「第十二条」に改め、同条第二十六号中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第一項第七号」に改める。

附　則

この規則は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。ただし、第十二条第二十六号の改正規定は公布の日から施行する。